

令和3年度 若狭おおい・高浜教育旅行視察助成事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、教育旅行を実施する旅行会社(旅行業法(昭和27年法律第239号)および同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業または第二種旅行業の登録を有する者をいう。以下同じ。)の担当者および学校関係者が行う、福井県大飯郡おおい町及び高浜町(以下「両町」という。)内の観光素材や宿泊施設、観光施設等の視察に対し、若狭おおい・高浜教育旅行誘致推進ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)が、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 旅行会社の担当者および学校関係者が、両町を含む福井県若狭路エリアの新たな教育旅行のルートを検討、造成するために行う視察(以下「視察」という。)のうち、ネットワークの代表が認めたものとする。

2 視察先が福井県を含む複数の都道府県及び各市町にわたる場合、助成の対象は、福井県大飯郡おおい町及び高浜町に係る部分を原則とする。

3 対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

(助成額)

第3条 視察に要する費用は1団体あたり最大10万円を助成する。

2 助成は、視察一回あたり最大3人分までとする。

(助成金の交付対象項目)

第4条 視察に係る費用のうち、助成の対象となる項目は下記のとおりとする。

(1) 宿泊費(1人あたり最大8,000円) ※1泊

(2) 体験費

(3) 交通費(ガソリン代、高速道路利用料金、電車賃)

(4) 昼食費(1人あたり最大2,000円)

(交付の要件)

第5条 視察は次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 教育旅行誘致パンフレット「海山里で学び、ふれあう若狭おおい・高浜教育旅行体験メニュー」に掲載されている観光素材等を一つ以上視察の旅程に含めること。
- (2) 宿泊は、おおい町及び高浜町に限る。
- (3) 他の助成制度を利用したものでないこと。
- (4) 令和4年 2月 20日までに視察を完了し、第8条に定める実績報告を提出すること。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ネットワークに助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、視察を開始する前に行わなければならない。申請前に行われた視察については、助成の対象としない。

(交付の決定)

第7条 前項の申請があった場合、ネットワークはその内容を審査し、相当と認める場合に助成金の交付を決定する。

(実績報告)

第8条 申請者は、視察が完了した場合、20日以内に助成事業の成果を記載した完了報告書(様式第2号)をネットワークに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 申請者から前条の完了報告があった場合、ネットワークは検査を行い、相当と認める場合は助成金の額を確定し申請者に通知する。

(助成金の請求)

第10条 申請者は、前条の通知を受け取った後、助成金の請求書(様式第3号)をネットワークに提出しなければならない。

- 2 ネットワークは、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に助成金を支払うこととする。

(遂行状況の報告)

第11条 ネットワークは、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることとする。

- 2 前項の報告の結果、ネットワークが、視察が助成の要件を満たしている

ない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消)

第12条 ネットワークは、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

2 前項の交付決定の取り消しがあった場合、既にネットワークが旅行会社等に支払った助成金については、旅行会社等はこれをネットワークに返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、ネットワークが別に定める。